

市営自転車等駐車場 第4期指定管理者の募集について

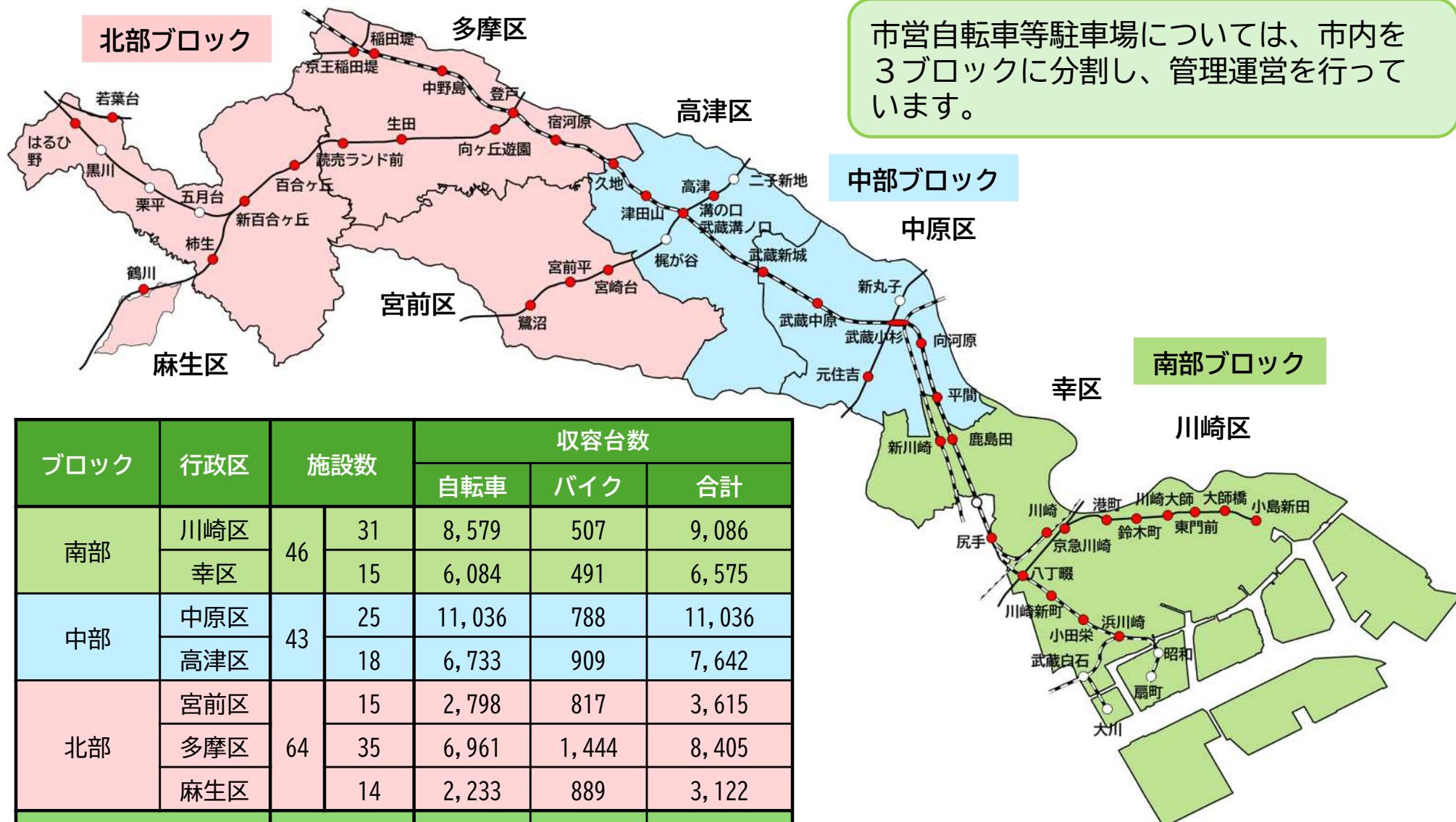


川崎駅東口周辺自転車等駐車場第5施設（地下機械式施設）

令和8年2月

1 市営自転車等駐車場の概要

(1) 市営自転車等駐車場の管理エリアと収容台数



令和7年10月1日現在

● 市営自転車等駐車場 設置駅

1 市営自転車等駐車場の概要

(2) 主な施設

ア 機械式施設



地下型機械式
川崎駅東口 第5施設



タワー型機械式
川崎駅東口 第8施設
登戸駅 第5施設

イ 地下施設



川崎駅東口
武蔵小杉駅
武蔵溝ノ口駅北口
武蔵溝ノ口駅南口

第1施設
第5施設
第1施設
第4施設



ウ 建物施設



川崎駅東口 第12施設
川崎駅西口 第2施設
武蔵小杉駅 第3施設
武蔵中原駅 第2施設
宮崎台駅 第3施設
向ヶ丘遊園駅 第1施設
新百合ヶ丘駅 第1施設
ほか

エ 路上施設



川崎駅東口 第4施設
新川崎駅 第6施設
武蔵中原駅 第4施設
武蔵溝ノ口駅北口 第4施設
鷺沼駅 第1施設
登戸駅 第3施設
新百合ヶ丘駅 第5施設
柿生駅 第2施設
ほか

市営駐輪場の位置などの詳細は、こちらのURLで確認してください。

https://www.city.kawasaki.jp/530/cmsfiles/contents/0000034/34269/2025_pamphlet_06A.pdf

2 市営自転車等駐車場の管理運営

(1) 市営自転車等駐車場の指定管理業務（第3期）

1 施設全般の管理運営業務

- (1) 市営自転車等駐車場の経営管理
- (2) 施設の総務及び経理
- (3) 施設の利用促進
- (4) 施設の安全対策
- (5) 施設及び備品等の管理
- (6) 書類の作成、保管及び提出等
- (7) 施設の利用に伴う業務
- (8) 広報・宣伝
- (9) 問合せ窓口の設置

2 建物及び付属設備の維持保全業務

- (1) 建物及び施設の維持管理
- (2) 設備の運転監視及び保安
- (3) 設備及び機械等の保守点検
- (4) 設備の修繕等
- (5) 消耗品の補充及び交換等
- (6) 清掃、植栽の維持管理等

3 サービス向上に向け推進する業務

- (1) 電子マネー決裁の導入
- (2) 有人施設における思いやりゾーンの設置

※第3期の業務内容であり、変更となる場合があります。

2 市営自転車等駐車場の管理運営

(2) 市営自転車等駐車場の管理運営

ア 利用料金制度を採用

本市の市営自転車等駐車場は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、利用料金制度を採用しています。

利用者から徴収した利用料金は、すべて指定管理者の収入となります。指定管理者は、この収入をもとに施設の管理運営を行うため、本市から指定管理料の支払いはありません。

なお、利用料金については、川崎市自転車等の放置防止に関する条例第22条第3項に定める範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が設定するものとします。

利用の種別		対象自転車等の種類	金額
一時利用	1日1回	自転車	200円
		原動機付自転車及び対象自動二輪車	300円
定期利用	1箇月	自転車	3,400円
		原動機付自転車及び対象自動二輪車	5,100円
	3箇月	自転車	9,600円
		原動機付自転車及び対象自動二輪車	14,400円
時間利用	1回	自転車	2時間以内は、無料都市、2時間を超える場合にあたっては、利用を開始したときから24時間までごとに500円
		原動機付自転車及び対象自動二輪車	2時間以内は、無料都市、2時間を超える場合にあたっては、利用を開始したときから24時間までごとに750円

表：条例で定める利用料金の上限額

2 市営自転車等駐車場の管理運営

イ 管理運営経費

市営自転車等駐車場の管理運営に関する経費は、すべて指定管理者の負担となります。

- ・施設を管理するための「人件費」
- ・駐輪場の電磁ロックやゲートシステムなどの「設備機器リース料」
- ・機械式駐輪施設や自動搬送装置などの「保守点検費用」
- ・施設の運営に必要な「水道光熱通信費」
- ・市民税や事業所税などの「公租公課」
- ・用地を借地している施設の「借地料等」（基本納付金）
- ・1件当たり100万円以下の軽易な工事又は修繕にかかる費用（一会計年度の合計が500万円を超えた場合は協議）の「施設維持費等」

など

2 市営自転車等駐車場の管理運営

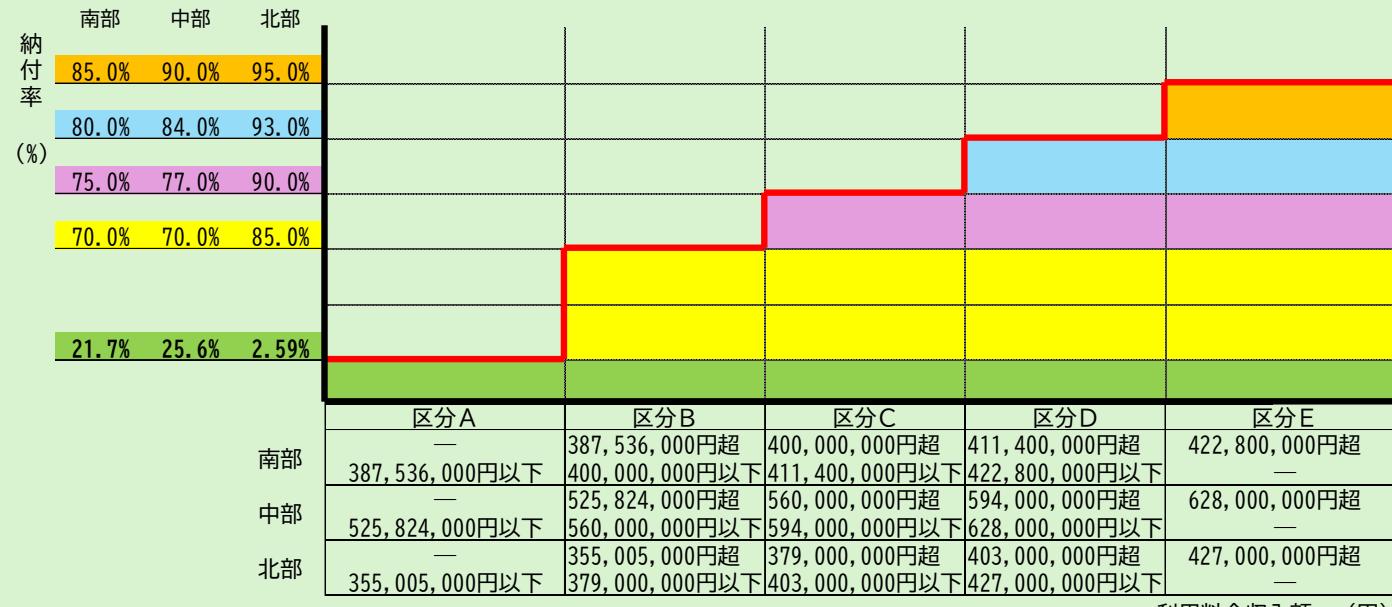
ウ 納付金

指定管理者には、基本納付金及び変動納付金を本市に納めていただきます。

基本納付金：借地料等（契約により毎年金額が変動します）

変動納付金：利用料金収入から基本納付金等を差し引いた額に納付率を乗じた額

【変動納付金の納付率】



【変動納付金の算出例】南部ブロックにおいて利用料金収入455,000,000円、返還金450,000円、基本納付金57,200,000円の場合

区分	(利用料金収入額	-	基本納付金	-	返還金) ×	割合	小計	
A	387,536,000	-	57,200,000	-	450,000		21.70%	71,585,262	(A)
(区分最大値	-	区分最小値	-) ×	割合			8,724,800	(B)
B	400,000,000	-	387,536,000	-	70.0%			8,550,000	(C)
C	411,400,000	-	400,000,000	-	75.0%			9,120,000	(D)
D	422,800,000	-	411,400,000	-	80.0%			27,370,000	(E)
E	455,000,000	-	422,800,000	-	85.0%				

変動納付金
(A)+ (B)+ (C)+ (D)+ (E)
125,350,062

2 市営自転車等駐車場の管理運営

(3) 市営自転車等駐車場の収支状況（令和6年度）

南部ブロック					
収入	461,916千円	利用料金収入	459,114千円	その他収入	2,802千円
支出	458,070千円	管理運営費	273,185千円	自主事業経費	323千円
		基本納付金	56,882千円	変動納付金	127,680千円
中部ブロック					
収入	610,664千円	利用料金収入	608,753千円	その他収入	849千円
		自主事業	1,061千円		
支出	562,991千円	管理運営費	333,906千円	自主事業経費	879千円
		基本納付金	43,399千円	変動納付金	184,807千円
北部ブロック					
収入	393,739千円	利用料金収入	392,842千円	その他収入	302千円
		自主事業	594千円		
支出	417,722千円	管理運営費	327,168千円	自主事業経費	483千円
		基本納付金	49,763千円	変動納付金	40,308千円

課題

地域ごとに収支状況が異なるため、各ブロックにおいて安定した運営を確保できるよう検討が必要

2 市営自転車等駐車場の管理運営

(4) 市営自転車等駐車場の利用実績（令和6年度）

南部ブロック	区分	自転車		バイク	
		利用台数	前年度比	利用台数	前年度比
一時利用	1,797,558	+66,017(+3.8%)	118,361	-8,294(-6.5%)	
時間利用	782,124	-12,985(-1.6%)	—	—	
定期利用	85,186	+4,629(+5.7)	6,155	+374(+6.5%)	

中部ブロック	区分	自転車		バイク	
		利用台数	前年度比	利用台数	前年度比
一時利用	2,296,575	+10,514(+0.5%)	134,954	+39,796(+41.8%)	
時間利用	970,287	-36,002(-3.6%)	—	—	
定期利用	104,910	-1,468(-1.4%)	9,392	-210(-2.2%)	

北部ブロック	区分	自転車		バイク	
		利用台数	前年度比	利用台数	前年度比
一時利用	1,647,206	-14,263(-0.9%)	171,235	-14,587(-7.8%)	
時間利用	—	—	—	—	
定期利用	73,517	+312(+0.4%)	18,374	+247(+1.4%)	

3 指定管理者の募集

(1) これまでの指定管理者

区分	指定管理期間	運営手法	地区	指定管理者
第1期	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで(5年間)	指定管理者制度 (利用料金制)	南部	川崎市ビルメンテナンス業協同組合
			中部	川崎市交通安全協会・NCD共同企業体
			北部	川崎市交通安全協会・NCD共同企業体
第2期	平成29年4月1日から令和4年3月31日まで(5年間)	指定管理者制度 (利用料金制)	南部	川崎市ビルメンテナンス業協同組合・サイカパーキング共同体
			中部	川崎市交通安全協会・NCD共同企業体
			北部	川崎市交通安全協会・NCD共同企業体
第3期	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)	指定管理者制度 (利用料金制)	南部	芝園開発株式会社
			中部	川崎市交通安全協会・NCD共同企業体
			北部	川崎市交通安全協会・NCD共同企業体

3 指定管理者の募集

(2) 第4期指定管理者募集スケジュール（案）

令和8年8月上旬	募集の告示	募集要項・仕様書の配布	約30日
令和8年8月下旬	参加書類提出期限		
令和8年9月中旬	企画提案書提出期限		約15日
令和8年10月中旬	選考		約30日
令和8年12月	議会議決審査		

※現時点での想定スケジュールです。変更となる場合があります。

3 指定管理者の募集

(3) これまでの応募状況

第1期 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（5年間）

説明会参加：	19団体	応募団体：	南部ブロック	3団体
			中部ブロック	5団体
			北部ブロック	3団体

第2期 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで（5年間）

説明会参加：	10団体	応募団体：	南部ブロック	3団体
			中部ブロック	2団体
			北部ブロック	1団体

第3期 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

説明会参加：	4団体	応募団体：	南部ブロック	3団体
			中部ブロック	1団体
			北部ブロック	1団体

課題

募集のたびに応募者が減少している傾向がみられることから、応募者確保に向けた対応策を検討する必要がある。

4 PPPプラットフォーム意見交換会

(1) 本事業実施にあたり重視する点

本市では、「川崎市自転車活用推進計画」を策定し、自転車の通行環境整備、駐輪対策、自転車の活用、ルール・マナー啓発の4つの基本政策を推進しています。

このうち、市営駐輪場に関する施策は、基本政策2「駐輪対策」の政策2-2「駐輪場の利用環境の向上」に位置づけられ、表の4つの施策を掲げています。

駐輪場の管理運営にあたり、本計画を踏まえた駐輪場の利用環境の向上につながる取組について指定管理者の募集時に提案を求めていきます。

基本政策2

駐輪対策

政策2-2 駐輪場の利用環境の向上

- 駐輪場の更なる利用促進に向けて、民間事業者のノウハウを活かした指定管理者制度による効率的・効果的な市営駐輪場運営を行います。
- 市営駐輪場を適正に維持管理し、利用者の安全で快適な駐輪場の利用環境を維持します。また、駐輪場の施設改修費の平準化に努めます。
- 多様化する利用者ニーズへの対応を進め、利便性の向上に向けた取組を推進します。
- 市営駐輪場の利用を促進するため、誰もが分かりやすい施設情報の提供を充実します。

施策 2-2-1 効率的・効果的な市営駐輪場運営の推進

施策 2-2-2 市営駐輪場の適正な維持管理

施策 2-2-3 利用者のニーズに応じた市営駐輪場の利便性向上【拡充】

施策 2-2-4 市営駐輪場施設の情報提供の充実

4 PPPプラットフォーム意見交換会

(2) 民間事業者との対話により確認したい事項

ア 参画するうえでの障壁等

- ・新たに参画するうえでの課題
(管理範囲、施設数、利用料金制、納付金、募集スケジュールなど)

イ 利用者ニーズを踏まえた市営駐輪場運営のアイデア（他都市での取組など）

- ・市営駐輪場の利用などに関する情報発信
- ・市営駐輪場の管理運営のDX化
- ・自転車利用に関する広報・啓発
- ・利用促進に向けた取組

ウ 御意見・御提案

- ・事業全般に関する御意見、御提案

5 参考

第3期指定管理者募集時の資料

別添資料1

川崎市営自転車等駐車場指定管理者募集要項 令和3年8月

別添資料2

川崎市営自転車等駐車場指定管理業務仕様書

担当部署

川崎市 建設緑政局 自転車利活用推進室 業務管理担当

電話 044-200-2303

メール 53ziten@city.Kawasaki.jp